

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種室設置規則をここに公布する。

令和3年2月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第6号

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種室設置規則

(設置)

第1条 市における新型コロナウイルスワクチンの接種を迅速かつ効率的に行うため、亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）第17条の規定に基づき、長寿健康課に新型コロナウイルスワクチン接種室（以下「室」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保に関すること。
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。

(職制)

第3条 室に室長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、室に主幹、主任主査、主査、主任主事及び主事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、長寿健康課長の指揮監督を受け、おおむね次の職務を行う。

- (1) 室の分掌事務の執行計画を樹立し、これを実施するため所属職員を指揮監督すること。
- (2) 長寿健康課長に対し、分掌事務に関する報告又は意見を具申すること。
- (3) 室の事務の管理及び改善を行うこと。

- 2 主幹、主任主査、主査、主任主事及び主事は、上司の命を受け

て、特定の事務又は一般の事務を分担処理する。

（室長の専決事項）

第5条 室長は、第2条に規定する事務について、亀山市事務決裁規程（平成17年亀山市訓令第2号）別表の共通専決事項に掲げる事項のうちの課長の専決事項その他それらに準じた事項を専決する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年2月8日から施行する。